

マイナナンバー法第九条第二項に規定する条例に外国人保護の事務を定めた自治体は、外国人保護関係情報を提供することができることを定める改正を行う。

1 マイナナンバー法別表第二の改正

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
十四 都道府県知事	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの

改正(案)

この他に、別表第2の項番9、10、16、20、21、24、26、27、28、30、31、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の事務についても「生活保護関係情報」の規定があるため、同様の改正が必要と考えられる。

特定個人情報

生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人保護関係情報であって主務省令で定めるもの

2 マイナナンバー法別表第二主務省令の改正

第十一条 法別表第二の十四の項の主務省令で定める事務は、児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の十四の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- 二 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

- 三 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人保護実施関係情報(法第九条第二項に規定する条例で定める事務に係る情報に限る。)

追加【案】

事例 2 精神保健福祉法・感染症法入院患者の自己負担額認定の算定基準の見直し

精神保健福祉法・感染症法 → マイナンバー法 別表第一及び別表第二に記載あり

○ 精神保健福祉法による措置入院とは…

「都道府県知事は、指定医による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。」

「都道府県知事は、入院させた精神障害者又はその扶養義務者が入院に要する費用を負担することができる」と認めるときは、その費用の全部又は一部を徴収することができる。」

○ 感染症法による入院とは…

「都道府県は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。」

「都道府県は、患者若しくはその配偶者又は民法に定める扶養義務者が前項の費用の一部又は一部を負担することができる」と認められるときは、同項の規定にかかわらず、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。」

精神保健福祉法による措置入院患者
全国 約6,900人
(九州・沖縄 約900人)

(H26 衛生行政報告例)

感染症法による入院患者
全国 約9,000人
(九州・沖縄 約1,800人)

(H27 結核登録者情報調査年報から推計した年間数)

入院患者の自己負担額認定事務（精神保健福祉法・感染症法とも同じ通知により認定）

1 現状

所得税額の合算額 (年額)	費用徴収額又は自 己負担額(月額)
147万円以下	0円
147万円超	2万円

※患者並びに配偶者及び生計同一者の合算額

源泉徴収票や国税の納税証明書等により、所得税額を確認

3 別表第二施行後

29年7月以降も、入院患者等は源泉徴収票や国税の納税証明書等の書面の提出が必須!

2 マイナンバー法別表第二

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
二十三都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報 又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
九十七都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報 であって主務省令で定めるもの

マイナンバーによる情報連携により提供されるのは**地方税関係情報のみ**

入院患者の自己負担額認定の算定基準を地方税関係情報とする改正を求める!

算定基準を所得税から市町村民税（所得割）とするとともに、データ標準レイアウトも見直し、マイナンバーを利用して算定に必要な情報を入力可能とすることで住民の利便性向上を図る。

1 厚生労働省通知の改正

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入所患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院患者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について（平成7年6月16日厚生省発健医第189号厚生省事務次官通知）の別紙 第1認定の基準

所得税額の合算額 (年額)	費用徴収額又は自己負担額(月額)
147万円以下	0円
147万円超	2万円

改正
(案)

市町村民税(所得割) 課税年額(年額)	費用徴収額又は自己負担額(月額)
54万円以下	0円
54万円超	2万円

(参考)所得税額 147万円の世帯の「課税される所得金額」は900万円程度と推計

(参考)「市町村民税(所得割)」は900万円×6%で算定

2 データ標準レイアウトの改正～地方税関係情報～

データ項目	手続名 精神保健福祉法	手続名 感染症法
個人住民税情報		○
課税年度		●
市町村民税所得割額		
市町村民税均等割額		○

改正
(案)

データ項目	手続名 精神保健福祉法	手続名 感染症法
個人住民税情報	○	○
課税年度	●	●
市町村民税所得割額	○	○
市町村民税均等割額		

(※)精神保健福祉法による手続はデータ標準レイアウトに記載されていない(H28.6月末現在)

(※)地方税情報の情報提供者は、これ以外のデータ項目も含め情報提供ネットワークシステムに提供するため、情報提供者の事務に新たな負担はない。

